

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(職業安定法等の一部改正)	附 則
第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。	第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。
一〇十一 (略)	一〇十一 (略)
十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第五	十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第五
十七号	十八号
十三・十四 (略)	十三・十四 (略)

附 則	改 正 案	現 行
(傍線部分は改正部分)		
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)	附 則	
第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。	(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)	
第二条第二項第三号中「第二十一条第二項第六号」を「第二十一条第二項第七号」に改める。	第二条第二項第三号中「第二十一条第一項」を「第二十一条第二項第七号」に改める。	第二条第二項第三号中「第二十一条第一項」を「第二十一条第二項第七号」に改める。
(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)		
第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。	第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。	第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
附則第一条ただし書中「、第十三条」を削る。	附則第一条ただし書中「、第十三条」を削る。	附則第一条ただし書中「、第十三条」を削る。
第四条 刪除	第四条 刪除	第四条 刪除
第十三条 刪除	第十三条 刪除	第十三条 刪除
(削る)		
(削る)		
(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)		
第五条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。		